

基 発 0 3 3 1 第 1 0 号

平 2 6 年 3 月 3 1 日

公益社団法人日本医師会長 殿

厚生労働省労働基準局長

労災保険における看護料算定基準の一部改定について

標記について、別添のとおり都道府県労働局長あて通達しましたので、都道府県医師会及び貴会会員各位に対する周知について、特段の御配意をお願いいたします。

基 発 0331 第 7 号  
平成 26 年 3 月 31 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
( 公 印 省 略 )

### 労災保険における看護料算定基準の一部改正について

労災保険における看護料算定基準については、昭和 62 年 3 月 12 日付け基発第 132 号「労災保険における看護料算定基準について」(最終改正：平成 24 年 3 月 30 日付け基発 0330 第 21 号) により取り扱ってきたところであるが、今般通達の一部を下記のとおり改正したので通知する。

#### 記

##### 1 改正の趣旨

労災保険における看護料の地域区分の地域については、人事院規則 9-49 に定める支給地域及び当該地域に準じる地域(平成 24 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 2 号「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(以下「通知」という。))の別添 3 第 8 の別紙の人事院規則で定める地域に準じる地域。以下同じ。)としているところであるが、今般、通知が廃止され、新たに平成 26 年 3 月 5 日付けの通知が発出されたことに伴い、当該地域に準じる地域の根拠となる通知の変更を行うものであること。

なお、当該地域に準じる地域の範囲については、従前どおりである。

##### 2 改正内容

看護料算定基準の記の 1 (2) 中「平成 24 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 2 号」を「平成 26 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 1 号」に改める。

基 発 0 3 3 1 第 1 0 号

平 成 2 6 年 3 月 3 1 日

公益社団法人全国民営職業紹介事業協会会長 殿

厚生労働省労働基準局長

労災保険における看護料算定基準の一部改定について

労災保険における看護料算定基準については、昭和62年3月12日付け基発第132号「労災保険における看護料算定基準について」（最終改正：平成24年3月30日付け基発0330第21号）により取り扱ってきたところですが、上記通達の一部を改め、別添のとおり都道府県労働局長あて通達しましたので、貴会におかれても関係看護団体への周知について、よろしくお願いいたします。

基 発 0331 第 7 号  
平成 26 年 3 月 31 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
( 公 印 省 略 )

### 労災保険における看護料算定基準の一部改正について

労災保険における看護料算定基準については、昭和 62 年 3 月 12 日付け基発第 132 号「労災保険における看護料算定基準について」(最終改正：平成 24 年 3 月 30 日付け基発 0330 第 21 号)により取り扱ってきたところであるが、今般通達の一部を下記のとおり改正したので通知する。

#### 記

##### 1 改正の趣旨

労災保険における看護料の地域区分の地域については、人事院規則 9-49 に定める支給地域及び当該地域に準じる地域(平成 24 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 2 号「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(以下「通知」という。)の別添 3 第 8 の別紙の人事院規則で定める地域に準じる地域。以下同じ。)としているところであるが、今般、通知が廃止され、新たに平成 26 年 3 月 5 日付けの通知が発出されたことに伴い、当該地域に準じる地域の根拠となる通知の変更を行うものであること。

なお、当該地域に準じる地域の範囲については、従前どおりである。

##### 2 改正内容

看護料算定基準の記の 1 (2) 中「平成 24 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 2 号」を「平成 26 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 1 号」に改める。